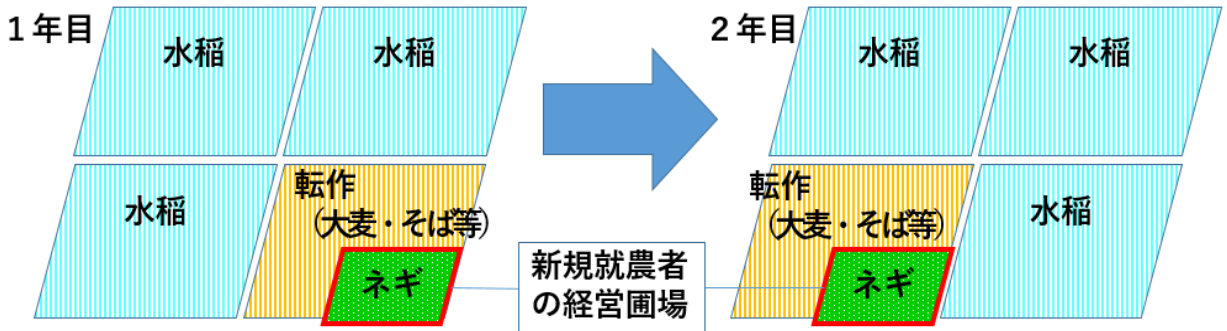


(2) 農地の確保について

露地園芸品目では、新規就農者が、担い手農家から水田転作用の農地を借りて、営農できるように、協力を呼び掛けています。

水田転作圃場の一部を借りて就農（イメージ）



- ・ 水稲の担い手は、経営面積の3割程度を転作として大麦・そば・園芸品目等を栽培
- ↓
- ・ 新規就農者は、担い手の転作圃場の一部を借りて、就農（関係機関が、担い手に農地提供について協力働きかけ）

【メリット】

- ・ ブロックローテーションでの転作圃場の一部を借りるため水稲等の他品目を栽培する必要がなく、自分が希望する園芸に専念できる。
- ・ ブロックローテーションとともに圃場が移動するため、連作を回避。

【農地に関する情報】

各市農業委員会、JA福井県、奥越農林総合事務所、担い手農家が連携を取りながら、農地探しのお手伝いをします。

○大野市：大野市農業委員会

- ・ 農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

<https://www.city.ono.fukui.jp/sangyo/noringyo/nogyoiinkai/nouchihou3.html>

○勝山市：勝山市農業公社

<https://katsuyama-kousia.sakura.ne.jp/shigoto.html>